

C 4 - 4 5

5 年 保 存 (常) (令 和 8 年 12 月 31 日 ま で)
--

F N . C 4 - 5 - 0

鹿 組 対 第 1 5 4 号

令 和 3 年 2 月 5 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担当	暴力排除係	Tel	
----	-------	-----	--

鹿児島県暴力団排除条例運用要綱の制定について（通達）

鹿児島県暴力団排除条例（平成26年鹿児島県条例第22号）及び鹿児島県暴力団排除条例施行規則（平成26年鹿児島県公安委員会規則第9号）については、「鹿児島県暴力団排除条例運用要綱の制定について（通達）」（平成28年7月14日付け鹿組対第1026号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、新型コロナウイルス感染症まん延防止を図るため押印を廃止するなど、鹿児島県暴力排除条例運用要綱を一部改正し、別添のとおりとしたので、適正な運用を図られたい。

なお、この通達は令和3年2月5日から施行し、旧通達は令和3年2月4日限り廃止する。

鹿児島県暴力団排除条例運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、鹿児島県暴力団排除条例（以下「条例」という。）及び鹿児島県暴力団排除条例施行規則（平成26年鹿児島県公安委員会規則第9号。以下「規則」という。）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において使用する用語は、条例又は規則で使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 調査 条例第20条の規定により公安委員会が行う説明又は資料の提出の要求等をいう。
- (2) 調査等 調査、勧告又は公表をいう。
- (3) 違反行為 条例第13条第1項若しくは第2項、第16条第1項、第17条第2項、第18条第2項又は第19条第1項の規定に違反する行為をいう。

第3 所属における違反行為の事実確認等

1 違反行為認知時の措置

- (1) 警察職員は、違反行為の端緒を認知したときは、その内容について所属長に報告するものとする。
- (2) (1)の規定による報告を受けた所属長は、当該違反行為に関する事実確認の必要があると認めるときは、事実確認を担当する警察職員（以下「調査担当者」という。）を指名して、当該事実確認を開始するものとする。
- (3) 所属長（刑事部組織犯罪対策課長（以下「組織犯罪対策課長」という。）を除く。）は、(2)の規定により事実確認を開始するに当たっては、組織犯罪対策課長に当該事実確認に係る違反行為の内容を報告するものとする。
- (4) (2)の規定にかかわらず、(1)の規定による報告を受けた所属長（組織犯罪対策課長及び警察署長を除く。）は、自ら事実確認を行うことが困難であると認めるときは、組織犯罪対策課長と協議の上、当該事実確認を当該違反行為の発生地を管轄する警察署長に引き継ぐものとする。

2 事実確認の方法

(1) 事情聴取

ア 調査担当者は、違反行為の関係者から事情聴取を行った場合には、事情聴取書（別記第1号様式）を作成し、これを供述者に閲覧させ、又は読み聞かせて誤りのないことを確認した上、供述者に署名押印を求めるものとする。この場合において、供述者が署名押印を拒んだときは、当該事情聴取書にその旨を記載するものとする。

イ 調査担当者は、供述者が事情聴取書の作成を拒んだとき、事情聴取を行った

場合で、事情聴取書の作成をするいとまがないときその他事情聴取書を作成することができないときは、事情聴取報告書（別記第2号様式）を作成するものとする。

(2) 書類等の提出要求

ア 調査担当者は、違反行為の事実確認のために必要があると認める場合には、その必要な限度において、書類その他の物件（以下「書類等」という。）の所持人に対し、書類等の提出を求めるものとする。

イ 調査担当者は、書類等の提出を受けた場合には、提出書類等目録（別記第3号様式）を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。

ウ 調査担当者は、提出を受けた書類等の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書（別記第4号様式）の提出を求めるものとする。

エ 調査担当者は、提出を受けた書類等を還付するに当たっては、提出書類等還付請書（別記第5号様式）と引換えに行うものとする。

3 所属長への報告等

(1) 調査担当者は、事実確認した結果について、事実確認結果報告書（別記第6号様式）を作成の上、疎明資料を添えて所属長に報告するものとする。

(2) 所属長（組織犯罪対策課長を除く。）は、(1)の規定による報告を受けたときは、関係書類を送付することにより、組織犯罪対策課長に当該事案の処理を引き継ぐものとする。この場合において、組織犯罪対策課長は、引継ぎを受けた事案に追加して事実確認が必要であると認めるときは、当該引継ぎに係る所属長に必要な事実確認を依頼することができる。

4 組織犯罪対策課長の措置

組織犯罪対策課長は、3(1)の規定による報告又は3(2)の規定による引継ぎを受けたときは、調査等の要件該当性及び必要性並びに対象者について審査し、調査等を行う必要があると認めるときは、疎明資料を添えて公安委員会に報告するものとする。

5 留意事項

(1) 調査担当者は、事実確認の対象者が当該事実確認を拒否する場合において、違反行為があったと認められるときは、速やかに公安委員会の調査に移行すべく適切な措置をすること。

(2) 事実確認に当たっては、違反行為の事実を明らかにするために必要な限度で行う任意活動であることを認識し、県民等の正当な権利を侵害することのないよう留意すること。

(3) 所属長（組織犯罪対策課長を除く。）は、事実確認の実施に当たっては、その経過を報告するなど、組織犯罪対策課長との緊密な連携を図ること。

第4 公安委員会による調査

1 説明・資料の提出要求書の送達

公安委員会が調査を行う必要があると認めたときは、組織犯罪対策課長は、その対象者に対して、後記第8に規定する書類の送達の要領に従い、規則第7条第1項に規定する説明・資料の提出要求書（規則別記第1号様式）を送達するものとする。

2 説明又は資料の提出を受けた場合の措置

規則第7条第3項に規定する説明・資料提出書（規則別記第2号様式）による説明又は資料の提出を受けたときは、組織犯罪対策課長は、これを受理するものとする。

3 規則第7条第4項の相当な期間

規則第7条第4項の相当な期間は、調査の対象者が説明期日等までに説明又は資料の提出を十分に準備できる期間が必要であることを勘案し、原則として、対象者に説明・資料提出要求書が送達されてから2週間以上の期間をおくものとする。ただし、当該対象者の承諾が得られている場合で、公安委員会が説明又は資料の提出のため十分な期間があると認めるときは、この限りでない。

4 口頭による説明の聴取

(1) 説明聴取官の指名

規則第8条第1項の規定により口頭による説明を聴取させる警察職員（以下「説明聴取官」という。）は、組織犯罪対策課長が指名するものとする。

(2) 事情聴取書の作成及び公安委員会に対する報告等

ア 説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、説明又は資料の提出を求める理由及び内容をその対象者に対し説明しなければならない。

イ 説明聴取官は、口頭による説明の聴取に当たり、2人以上で聴取を行うとともに、説明聴取官が指名する警察職員に第3の2(1)アに規定する方法により事情聴取書を作成させ、聴取者の項に当該作成者と連名して記名押印するものとする。

ウ 組織犯罪対策課長は、説明聴取官の口頭による説明の聴取後、当該事情聴取書により聴取した内容を公安委員会に報告するものとする。

5 提出書類等目録等の作成

(1) 説明聴取官は、書類等の提出を受けた場合は、提出書類等目録を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。

(2) 説明聴取官は、提出を受けた書類等の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書の提出を求めるものとする。

(3) 説明聴取官は、提出を受けた書類等を還付するに当たっては、提出書類等還付請書と引換えに行うものとする。

6 口頭による説明の日時又は場所の変更

(1) 変更の申出があった場合等の措置

規則第8条第2項に規定する説明日時等変更申出書（規則別記第3号様式）の提出を受けた場合で病気その他やむを得ない理由があると認めたとき、又は同条第3項の規定により職権で口頭による説明の日時等を変更する必要があると認めたときは、組織犯罪対策課長は、その対象者に対して、第8に規定する書類の送達の手順に従い、同条第4項に規定する説明日時等決定通知書（規則別記第4号様式）を送達するものとする。

(2) やむを得ない理由

規則第8条第2項のやむを得ない理由の判断については、客観的にみて、説明日時等を変更することが口頭による説明の適正を期する上からも、また、人道上も真にやむを得ないと認めるときに限り、変更を認めるものとする。

7 調査後の措置

(1) 違反行為があったと認めた場合の措置

組織犯罪対策課長は、事実確認又は調査の結果、違反行為があったと認めた場合は、勧告又は公表の要件該当性及び必要性並びに対象者について審査し、勧告又は公表を行う必要があると認めるときは、事実確認結果報告書又は公安委員会による調査結果報告書（別記第7号様式）に疎明資料を添えて、公安委員会に報告するものとする。

(2) 違反行為があったことが明らかでない場合

組織犯罪対策課長は、調査の結果、違反行為があったことが明らかにならなかった場合で、補充調査の必要があると認めるときは、調査担当者に必要な補充調査を命じ、又は当該違反行為の事実確認を行った所属長（組織犯罪対策課長を除く。）に必要な補充調査を依頼することができる。この場合において、組織犯罪対策課長は、再度調査を行う必要があると認めるときは、調査担当者に作成させた公安委員会による調査結果報告書に疎明資料を添えて、公安委員会に報告するものとする。

8 留意事項

調査に対して、その対象者が正当な理由がなくこれを拒んだ場合は、公表の対象となるが、正当な理由がないことが判明しない場合は、再度調査を行うなど、公表の正当性を担保するための必要な措置を講ずること。

第5 勧告

1 勧告書の送達

公安委員会が勧告を行う必要があると認めたときは、組織犯罪対策課長は、その対象者に対して、第8に規定する書類の送達の手順に従い、規則第9条に規定する勧告書（規則別記第5号様式）を送達するものとする。

2 勧告書の内容

勧告書の「勧告の原因となる事実」欄には、違反行為があった事実及び当該違反行為が暴力排除活動に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがあることを記載し、「勧告の内容」欄には、当該違反行為の是正を求める具体的事項を記載するものとする。

第6 公表の方法等

1 公表の方法

- (1) 当事者に対する意見を述べる機会の付与後、当該当事者が正当な理由がなく調査を拒み、若しくは虚偽の説明等を行い、又は勧告に従わなかったと公安委員会が認めたときは、組織犯罪対策課長は、速やかに公表の手続をとるものとする。
- (2) 規則第10条第1項のインターネットの利用は、24月を超えない範囲で鹿児島県公安委員会ホームページへの掲載とする。
- (3) 規則第10条第2項のただし書きの場合は、公表しようとする内容の一部を省略することができるものとする。

2 留意事項

公表については、調査の対象者が当該調査を正当な理由がなく拒み、若しくは虚偽の説明等を行い、又は勧告の対象者がその勧告に正当な理由がなく従わないときに行うものであるが、公表の正当性を担保するため、条例の目的の範囲内で悪質性の高い行為であることを確実に認定した上で行うこと。

第7 意見を述べる機会の付与

1 意見聴取通知書の送達

当事者に対して意見を述べる機会を付与するときは、組織犯罪対策課長は、第8に規定する書類の送達の要領に従い、規則第11条第1項に規定する意見聴取通知書（規則別記第6号様式）を送達するものとする。

2 申述書及び証拠資料の提出を受けた場合の措置

規則第11条第3項に規定する申述書（規則別記第7号様式）及び同条第4項の証拠資料の提出を受けたときは、組織犯罪対策課長は、これを受理するものとする。

3 規則第11条第5項の相当な期間

当事者に意見聴取通知書が送達されてから1週間以上とする。

4 口頭による意見の聴取

(1) 意見聴取官の指名

規則第12条第1項の規定により口頭による意見を聴取させる警察職員（以下「意見聴取官」という。）は、組織犯罪対策課の警視又は警部の階級にある警察官のうちから組織犯罪対策課長が指名するものとする。

(2) 事情聴取書の作成及び公安委員会に対する報告等

ア 意見聴取官は、口頭による意見の聴取に当たり、予定される公表の原因となる事実及び公表の根拠となる条例の条項をその当事者に対し説明しなければならない。

イ 意見聴取官は、口頭による意見の聴取に当たり、2人以上で聴取を行うとともに、意見聴取官が指名する警察職員に意見陳述調書（別記第8号様式）を作成させ、意見録取者の項に当該作成者と連名して記名押印するものとする。

ウ 組織犯罪対策課長は、意見聴取官の口頭による意見の聴取後、当該意見陳述調書により聴取した内容を公安委員会に報告するものとする。

5 提出書類等目録等の作成

(1) 意見聴取官は、証拠資料その他の書類（以下「証拠資料等」という。）の提出を受けた場合には、提出書類等目録を作成し、その写しを提出者に交付するものとする。

(2) 意見聴取官は、提出を受けた証拠資料等の所有者がその所有権を放棄する旨の意思を表示したときは、所有権放棄書の提出を求めるものとする。

(3) 意見聴取官は、提出を受けた証拠資料等を還付するに当たっては、提出書類等還付請書と引換えに行うものとする。

6 口頭による意見の聴取の日時又は場所の変更

(1) 変更の申出があった場合等の措置

規則第12条第2項に規定する意見聴取日時等変更申出書（規則別記第8号様式）の提出を受けた場合で病気その他やむを得ない理由があると認めたとき又は同条第3項の規定により職権で口頭による意見の聴取の日時等を変更する必要があると認めたときは、組織犯罪対策課長は、その当事者に対して、第8に規定する書類の送達の手続に従い、同条第4項に規定する意見聴取日時等決定通知書（規則別記第9号様式）を送達するものとする。

(2) やむを得ない理由

規則第12条第2項のやむを得ない理由の判断については、客観的にみて、聴取日時等を変更することが口頭による意見の聴取の適正を期する上からも、また、人道上も真にやむを得ないと認めるときに限り、変更を認めるものとする。

7 留意事項

公表は、その手続の正当性について訴訟において争われる可能性もあることから、組織犯罪対策課長は、公表に至るまでの手続の正当性を十分に疎明できるよう関係書類の整備に努めるとともに、条例等で定められた適正な手続で行うこと。

第8 書類の送達

1 送達事務取扱者

規則及びこの要綱により送達すべきこととされている書類の送達事務の取扱者（以下「送達事務取扱者」という。）は、組織犯罪対策課の警部又は警部補の階級にある警察官のうちから組織犯罪対策課長が指名した者をもって充てる。

2 送達事務取扱者の任務

送達事務取扱者の任務は、次のとおりとする。

- (1) 送達を受けるべき者及び送達場所が適当であるかどうかを確認すること。
- (2) 送達すべき書類の送達の方法を判断すること。
- (3) 送達すべき書類を送達し、又はその指名する者に送達させること。
- (4) 送達簿（別記第9号様式）を作成すること。

3 送達の方法

送達は、次に掲げる方法により行うものとし、交付送達を原則とする。

(1) 交付送達

ア 交付送達は、送達を受けるべき者の住所又は居所（事務所及び事業所を含む。以下「送達すべき場所」という。）において、その送達を受けるべき者に、受領確認書（別記第10号様式）と引換えに書類を交付して行うものとする。ただし、その者に異議がないときは、その他の場所において交付することができる。

イ 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、交付送達を、アの規定による交付に代えて、それぞれ次のとおり行うことができる。

(ア) 送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わない場合は、その使用人その他の従業者又は同居の者で書類の受領について相当のわきまのあつるもの（以下「代人」という。）に、受領確認書と引換えにその書類を交付することができる。

(イ) 送達を受けるべき者及び代人が送達すべき場所にいない場合又はこれらの者が正当な理由がなく書類の受領を拒んだ場合は、送達すべき場所にその書類を差し置くことができる。

(2) 郵便等による送達

交付送達ができない場合は、郵便（配達証明郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（配達証明郵便に準ずるものに限る。）による送達により行うものとする。

4 送達の実施における留意事項

(1) 交付送達

ア 書類を交付するに当たっては、交付の相手方に対して書類の内容を開示するとともに、口頭で書類の内容を告げ、可能な限りその状況を写真撮影しておくこと。

イ 送達すべき場所において送達を受けるべき者に出会わない場合は、送達事務取扱者の指揮を受けて、送達すべき場所を再度確認するなど、可能な限り送達を受けるべき者本人に交付するように努めること。

ウ 書類を差し置く場合は、その状況を写真撮影するなど、送達したことの立証措置をとること。

エ 送達事務取扱者は、送達の状況を交付送達実施報告書（別記第11号様式）に記録し、組織犯罪対策課長に報告（送達事務取扱者が指名する者が交付送達を行った場合においては、当該者が記録し、送達事務取扱者を通じて組織犯罪対策課長に報告）すること。

(2) 郵便等による送達

送達事務取扱者は、送達の状況を郵便等による送達実施報告書（別記第12号様式）に記録し、組織犯罪対策課長に報告（送達事務取扱者が指名する者が郵便等による送達を行った場合においては、当該者が記録し、送達事務取扱者を通じて組織犯罪対策課長に報告）するほか、送達後に電話、訪問その他の方法により、送達を受けるべき者本人が書類の送達の事実を了知している旨の確認をし、当該確認の状況を郵便等による送達実施報告書の「備考」の欄に追記しておくこと。

別記

第1号様式(第3の2(1)ア関係)

事 情 聴 取 書		
事案の件名		
供 述 者	氏 名	
	年 齢	年 月 日生 (歳)
	住 所	電 話 ()
	職 業	
聴 取 者	所 属	
	官 職	氏 名 ㊟
	官 職	氏 名 ㊟
聴 取 日 時	年 月 日 時 分から 時 分までの間	
聴 取 場 所		
見出しの件につき、本職が上記供述者から事情聴取したところ、供述の内容は次のとおりであった。		

注 報告の内容については、所定の欄に続き、別紙（横罫紙）に記載の上、これを添付すること。

第 2 号様式(第 3 の 2 (1)イ関係)

事 情 聴 取 報 告 書 年 月 日 主管課長又は警察署長 殿 報告者の官職及び氏名 ㊟		
事案の件名		
供 述 者	氏 名 年 齢	年 月 日生 (歳)
	住 所	電 話 ()
	職 業	
聴 取 日 時	年 月 日 時 分から 時 分までの間	
聴 取 場 所		
本職は，見出しの件につき，上記供述者から事情聴取したが，事情聴取書を作成することができなかったので，次のとおり供述の内容及び状況を報告する。		

注 報告の内容については，所定の欄に続き，別紙（横罫紙）に記載の上，これを添付すること。

[illegible]

[illegible]

第5号様式(第3の2(2)エ関係)

提出書類等還付請求書 年 月 日 主管課長又は警察署長 殿 住所 氏名 下記目録の書類等の還付を受け、領収しました。 記				
目 録				
番号	標 目	数量	所有者の氏名及び住所	備 考
取扱者	官職		氏名	印

第 6 号様式(第 3 の 3 (1)関係)

事実確認結果報告書 年 月 日 主管課長又は警察署長 殿 階級 氏名 ⑩		
事 案 名		
事案名の件につき、次のとおり公安委員会による 調査 が 必 要 勸告 不 必要 であると認めたので報告する。		
違 反 行 為	違 反 条 項	
	概 要	
対 象 者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	職 業	
公安委員会による調査 又は勸告が必要又は不 必要であると認めた理由		

注 1 不要の文字は、横線で消すこと。

2 対象者が法人であるときは、対象者の「住所」の欄にその所在地を、「氏名」の欄にその名称を、「職業」の欄に代表者の氏名を記載すること。

3 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。

第7号様式(第4の7(1)関係)

公安委員会による調査結果報告書		
年 月 日		
組織犯罪対策課長 殿		
階級 氏名		
印		
事 案 名		
事案名の件につき、次のとおり公安委員会による勧告公表が必要 であると認めたので報告する。		
違反行為	違反条項	
	概 要	
対象者	住 所	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	職 業	
勧告又は公表が必要又は 不必要であると認めた理由		

注 1 不要の文字は，横線で消すこと。

2 公表が必要であると認めるときは、「違反条項」欄に当該公表の原因が公安委員会の調査を拒んだことであるか、勧告に従わなかったことであるかを、「概要」欄には正当な理由がなく、これを拒み、又は従わなかった旨を記載する。

3 対象者が法人であるときは、対象者の「住所」欄にその所在地を、「氏名」欄にその名称を、「職業」欄に代表者の氏名を記載すること。

4 所定の欄に記載することができないときは、別紙に記載の上、これを添付すること

第 8 号様式(第 7 の 4 (2)イ関係)

意 見 陳 述 調 書		
意見陳述の件名		
供 代 述 理 者 人	氏 名	年 月 日生 (歳)
	年 齢	
	住 所	電 話 ()
	職 業	
意 見 録 取 者		所 属
		官 職 氏 名 ㊟
		官 職 氏 名 ㊟
意見録取日時		年 月 日 時 分から 時 分までの間
意見録取場所		
意見陳述の件名につき、本職が上記（当事者・代理人）から意見を録取したところ次のとおりであった。		

注 報告の内容については、所定の欄に続き、別紙（横罫紙）に記載の上、これを添付すること。

第 9 号 様 式 (第 8 の 2 (4) 関 係)

送 達 簿

番 号	送達すべき書類	実施指令	送達した場所	送達の方法	送達実施者	送達日時	受送達者	証拠書類	備考	送達事務取扱者
	年 月 日 (第 号)	年 月 日 時 分		郵便等 交 付	階 級 氏 名	年 月 日 時 分	本人 代人 差置	配達証明書 受領確認書		
	年 月 日 (第 号)	年 月 日 時 分		郵便等 交 付	階 級 氏 名	年 月 日 時 分	本人 代人 差置	配達証明書 受領確認書		
	年 月 日 (第 号)	年 月 日 時 分		郵便等 交 付	階 級 氏 名	年 月 日 時 分	本人 代人 差置	配達証明書 受領確認書		
	年 月 日 (第 号)	年 月 日 時 分		郵便等 交 付	階 級 氏 名	年 月 日 時 分	本人 代人 差置	配達証明書 受領確認書		
	年 月 日 (第 号)	年 月 日 時 分		郵便等 交 付	階 級 氏 名	年 月 日 時 分	本人 代人 差置	配達証明書 受領確認書		

注 「差置」とは、本人に説明しても受領しない場合、その場に置いておく措置であるが、その状況を写真撮影するなど送達立証措置をとること。

第 10 号様式(第 8 の 3 (1)関係)

受領確認書		
受 領 書 類	文書番号	第 号
	日 付	年 月 日
	書 類 名	
上記書類を本日受領しました。 年 月 日 鹿児島県公安委員会 殿 住 所 氏 名		

- 20 -

- 21 -